

農民日記にみる近世天皇の葬送儀礼・法事

藤井 滉良

1. はじめに

本稿では、農民が残した日記から、近世の天皇の葬送儀礼と法事を復元する。

近世における天皇の葬送儀礼の画期としては、承応3年(1654年)の後光明天皇の葬送儀礼より、それまでは火葬であったものを土葬に改めた転換があった点が挙げられる(泉涌寺1984)。

しかし、安永8年(1779年)の後桃園天皇の葬送儀礼時に至っても、葬法は確立していなかったとの見解が提示された(野村2007)。また、後桃園天皇以前の各天皇は、上皇でなくとも上皇として扱い、葬送儀礼が実施されていた(院葬送)が、後桃園天皇以降は、上皇ではなかった場合は天皇として葬送儀礼を実施する形式(天皇葬送)が登場したとの説も登場した(佐藤2021)。近年、近世天皇の葬送儀礼を理解する上では、後桃園天皇の事例検討は重要性が増してきている。

ただ、現在までの天皇葬送儀礼研究において、各先行研究で用いられている主な史料は、葬送儀礼の準備に関与した朝廷・武家の関係者や、葬送儀礼に参列した寺院関係者の記録が中心である。

一方、近世天皇の法事については、中世以来、法事の実施主体が般舟院(京都市上京区)など御黒戸寺院と泉涌寺(京都市東山区)との間で争われ(久水2020)、18世紀末頃に後者が優勢となった過程が明らかにされている(佐藤2022)。

しかし、上記の変遷の解明を第一としたため、分析対象が京都で実施された法事に限定された点は課題として残る。京都以外での天皇祖先祭祀に関しては、幕末期を中心に、畿内村民や畿内寺院の関与についてすでに指摘があり、着目すべきである(上田2012)。

令和7年度秋季に実施したミニ展示では、天皇葬送儀礼の一端を担った当事者である農民の日記史料を展示した。本史料の展示公開により、従来は主に朝廷や寺院の史料分析から進められてきた近世天皇の葬送儀礼・法事研究に、新たな見解が提示されることが見込まれる。

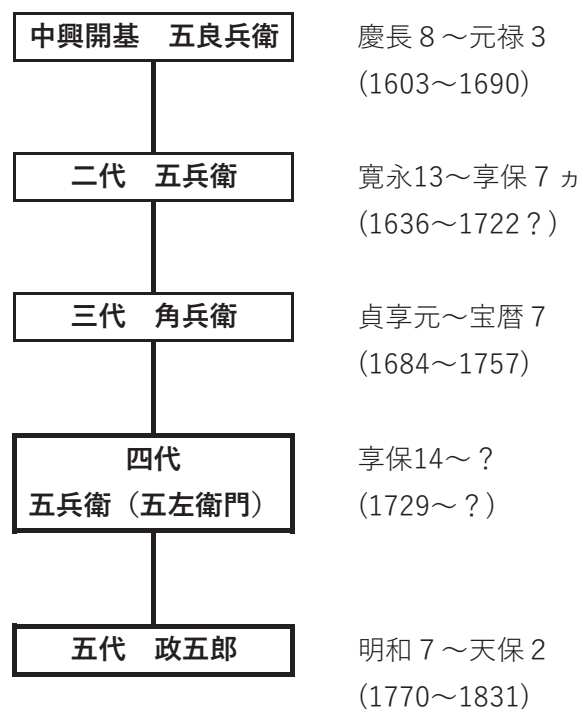
本稿では、後桃園天皇の葬送儀礼ならびに法事について、島下郡栗生村の池上政五郎が残した日

記から、その実態を解明する。

2. 池上家の概要

本節では、日記を記録していた池上家について、概要を述べる。

後述する【史料①】・【史料②】の裏表紙には、作成者として池上政五郎の名がある。政五郎は、明和7年(1770年)に誕生し、天明元年(1781年)に父・五左衛門(五兵衛に改名)より家督を相続した人物である(註1)。ただ、両史料作成当時、政五郎は数え年10歳か11歳であったため、五左衛門が各法事に参加し記録を残し、政五郎は裏表紙の部分のみ記した可能性がある。



池上家当主略系図

池上家は栗生村の枝村にあたる岩坂村に住した。池上家の本家は、日記作成者と思われる政五郎敏利(享年62歳)の遺言状より、味舌村(摂津市)の「熊野本家」であったとわかる(註2)。

藤田和敏氏によれば、池上家は近世後期に村入用を運用した入箇総代を担当後、栗生村の庄屋を担当した家であった。また藤田氏は、池上家は独

自で財政運営を行えるほどの潤沢な経営基盤は有しておらず、文化9年(1812年)の江戸出訴一件を通じて、村内における立場を上昇させた中農層であったと評価している(藤田和2013)。加えて、池上家は安政期より本家扱いを受け、岩坂村の年寄を務めた分家(池上與右衛門家)との関係を有し続けていた(註3)。

以上より、池上家ははじめ熊野家の分家として岩坂村に土着し、文化期に栗生村の中心部へ移り住み、庄屋を担当するほどに地位が向上し、安政期には岩坂村に分家を立てるほどとなった。略歴から、本稿で紹介する史料は、池上家が栗生村の庄屋へと成長する前に残された日記と位置付けることができる。

なお、日記執筆時点の池上家は、【史料①】の裏表紙に「岩坂主 池上政五郎(花押)」の記述があることや、安永6年(1777年)時点の五左衛門が年寄であった(註4)ことから、岩坂村の年寄格を務める家であったといえよう。

3. 安永8年の天皇葬送儀礼

本節では、安永8年12月の後桃園天皇の葬送儀礼に関して、池上家に残った日記からその詳細を分析する。

【史料①】安永8年「永代雑留帳」(池上家文書60166、当館保管。以下、判読不能部分は□で表記。)

一、当十月(後桃園天皇)禁帝御不予、同廿八日御朋御候へ共、廿日方御不例之御披露、宮様・御門主方へ御使者有之候、毎日御参内有之、江戸表方御不例之御上使有之候而、其上又御国讓相濟候御上使有之候上□□朋御之御披露有之例ニ候也、女宮様御□□也、御葬礼之節御位牌ハ東寺(心)尼寺遍照真院也、導師ハ泉湯寺月番一老、但シ寺家廻り番ニ而時之当番是□勤、御布施物鳥目式百貫外銀百被下、深草江隠居也、
一、御朋御正説御楽命ナサ候而御ソク□イ也、夫方竹六尺五寸ニ伐、屋躰ヲ拵、御座被成候事、夫方又。右之通清景殿ニ竹ニテ屋躰ヲ拵、清景殿出行。御世御相統極候而、讓位・センソ(此)ソヲフムトカク也、次ジユセン、夫方撰政ナリ相ムト右御清景殿江出行サセマヌ、此時天子之職ノ上々方御役人離申事也、右センソ・サゼン・セツシヤウナリ濟候而御入棺也、夫方泉湯寺ヨ

リ僧一人般珠院方一人御番アリ、御尊骸御入棺ハ箱イタシ申者極[]箱シ方御尊骸ヲツメ申事也、人数十人□サンタイイタス、木綿ニテ首ヲマキ、眼斗モメシエニイタシ、アカリヲトル也、御棺ハ□之三寸板長八尺五寸幅五尺朱詰也、是ニ御伝有リ、□事ニ而アル也、石灰ヲツメ申也、石灰ヲツメヲ立チヲスイノウニテ朱ヲ震カ□ヲサヘル也、サテ五日過テ又一重又五日過テ一重拵御棺三重也、夫方御葬送ハ御車ニテ泉入寺御成、御葬式ノ間ニ御ホウムリ申也、泉湯寺ニテ八方カンヲ拵、御葬送ノ式アレハ八方カンヘハ方斗ニテ御選シ不申候事、シキ濟テ八方カン火屋江入、ワラ一ハタキ申也、

一、御土葬ハ泉入寺ノ山内見立拵候也、御代々コハカシコニアリ一処ニテハナシ、穴ヲ一丈斗堀、水ヌキヲイタシ、四方石タハミ蓮台アリ、穴ノ上ニ辻堂ノ如キモノヲタテ而、ロクロニテツリヲロス也、埋メ奉テ五輪之塔出来迄シキミヲ立ラレ候也、外カラ門アリ、夫方塔出来ニテ御セツ家方一人、セイクワ方御一人ツハ御番カラ門ノ内ダンアリ、シキミノ花御指替アリ、五輪出来立候テ方カラ門ノ内ヘハ天上人・天子モ御入不叶事也、木ノ葉テ埋モレアリ也、

一、此度穴堀申事十四間ノ水抜アリ、代銀落札壹貫八百匁、泉湯寺立物三十六ヶ棟惣落札式十四貫匁也、小堀敷間殿

御用御奉行職也、

一、御位牌は習日方般主院へ御入、処々寺方御焼香アリ、

(角蔵与市殿御預り、右泉湯寺トモ先格也、大和ハ東夫寺、

一、泉湯寺御諷経、一ヶ国ニ一人宛、五幾内斗也、一、廣瀬水瀬殿ハ服忌ヲ司ル御役目也、ヒロ瀬ニ在、後水尾院様陵在主護人也、

一、御尊骸ヲ奉埋ニ江戸方御上使在、山陵之御上使ト名□也、奉称後桃園院、安永八年極月上旬御触也、

御葬送十二月十日也、

一、泉湯寺ニテ御棺長柄へ乗セ山頭江納申事、力者岩倉へ被仰付、新入□ニ方クチハ色ノ衣ヲ着シテカキ奉候事、御葬送ハ泉湯□□役人ニ伝手ヲ求拜見、ヨシ山陵迄拜見申事也、

【史料①】の第1条では、後桃園天皇の体調不良から死去、死の公表までを記録している(註5)。第2条では、天皇の遺骸を棺へ入れ、一度火葬儀礼が「火屋」で行われていたことが記されている。第3条と第4条では、火葬儀礼実施後に土葬する過程に関しての記録が残る。第5条・第6条では、焼香や諷経について、第7条～第9条では、天皇遺骸が葬送されるまでについて補足している。

史料から、入棺には泉涌寺と般舟院の僧侶が立ち合い、土葬や諷経は泉涌寺が、焼香は般舟院が主体として実施するなど、両寺が分掌する形で葬送儀礼を執行していた当時の状況が確認できる。

また、【史料①】の第2条傍線部では、天皇の遺骸を棺へ入れる過程が、詳しく記録されている。的場匠平氏は、近世の天皇葬送儀礼の特徴として、入棺が僧侶ではなく俗人主体の儀礼となった点を挙げている(的場2021)。本史料は、入棺儀礼や埋葬に立ち会った俗人側の記録として、注目に値するものである。

日記によれば、入棺前には天皇遺骸の目と首を木綿で覆い、棺を石灰で詰め、水嚢を用い上から朱を振りかける処置が施されており、本行程は「秘事」の要素も含んでいたとある。目と首を木綿で覆った行為は、死者の蘇生を阻止するための対応であろうか(註6)。あるいは、後桃園天皇が幼少期に患った眼病の影響も考えられる(註7)。

一方で、棺内を石灰で満たし、朱を振るいかけた行為は、防腐・消毒のためであろう。防腐・防臭対策としては、延宝8年(1680年)8月に後水尾上皇が死去した際に、臨時対応として棺の内外にチャン(瀝青)の塗布が行われた(的場2014)。貞享2年(1685年)2月の後西上皇死去時も、入棺時にチャンが塗られていた(野村2007)。ただし、【史料①】上の処置がいつ頃から行われていたのかは不明である。比較事例として、宝暦12年(1762年)7月の桃園天皇(後桃園天皇の父、本節中系図を参照)死去時には、【史料①】と同様に、遺体に朱を振りかけ、石灰を詰める処置が行われたが、石灰を詰めた層は三重の棺の2層目であり、最外層の棺には炭を入れていたようである(註8)。

さらに、第3条傍線部から、史料作成者は土葬の諸普請(水抜きなど)に携わっていたことがうかがえる。ゆえに、のちに「天上人・天子モ御入

不叶」る場所の詳細な記録が農民の日記に残った。土葬から五輪塔を建てるまでの過程についても、本史料からその一端を復元することが可能である。

【史料①】の末尾には、政五郎は泉涌寺の役人の「伝手」を頼り、葬送のみならず、「ヨシ山陵」まで見物していたこともわかる。この「ヨシ山陵」とは、吉田山(神楽岡)近隣に位置する、神楽岡東陵(陽成天皇)や菩提樹院陵(後一条天皇)などの山陵を指し示す語と考えられる。

ただし、近世の民衆は天皇陵の墳丘下段まで登り、同所を行楽の場として利用していた実態が存在していた。山陵の墳丘は、採草地や灌漑用水としてなど、民衆の生産の場としても使用されていた(高木2010)。本史料中の山陵見物が、当時の民衆にも立ち入りが容易であった墳丘下段までであったのか、あるいは墳頂部の墓域に立ち入ったものであったのかについては詳らかではない。

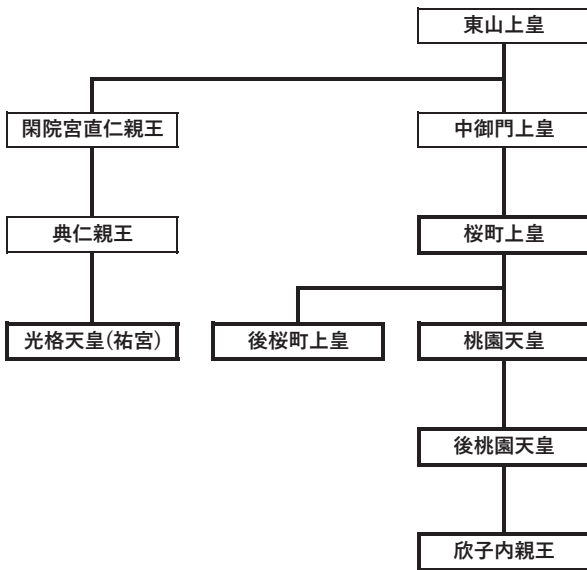
なお「池上家文書」には、桃園天皇の葬送儀礼に関する横帳も残されている(註9)。本帳には、主な参列者や焼香場の概要図、出棺時の注意事項(泉涌寺入寺には拝見切手が入用であること・内裏南門から泉涌寺までの道筋など)が記されている。同帳には、「焼香記ハ桜町院様之御時之記也、此度之モ相替義無之故、用記」ともあり、政五郎の父・五左衛門は、桜町上皇(後桃園天皇の祖父)の焼香にも参列していたと推測可能である。池上家は、後桃園天皇の葬送以前にも、桜町上皇や桃園天皇の葬送儀礼を経験していたといえよう。

池上家と朝廷との関係は、池上家が粟生村の庄屋を務めるようになってからも、別の形で続いていた。元治2年(1865年)3月下旬に、広橋胤治ら勅使による大和・摂津・河内・和泉4ヶ国の天皇陵巡行・検分が計画されると、太田茶臼山古墳(茨木市)巡検の際には、芥川(高槻市)にて昼休みの饗応を実施すべしとの触の写しも残されている(註10)。幕末期には、畿内の陵墓周辺地域の村役人層は、勅使巡検後に長や守戸に任命され、陵墓の修復や日常の維持管理に携わっていた(上田2010)。この一環として、陵墓修復の前提となる巡検時に、池上家は下向した勅使を接待する役を請け負っていた。

ただ巡検実施後、太田茶臼山古墳の守戸には、古墳所在地である太田村の住民が任命されていた

(註11)。また、管見の限りでは、元治2年以降、池上家が同古墳の維持管理に関わった形跡は確認できない。幕末期の池上家は、大規模な陵墓修補事業には協力したが、日常的な維持管理には関与しなかったのではないだろうか。

以上より、池上家は後桃園天皇の葬送儀礼に駆り出されており、後桃園天皇死去以前にも、幕末期にも、朝廷や泉涌寺との「伝手」を有していた家であった。



後桃園天皇・光格天皇略系図

4. 安永9年の天皇追善法事

本節では、安永9年(1780年)に行われた茨木や富田での後桃園天皇の追善法事について、その詳細を日記史料からみていく。

【史料②】安永9年「永代雑記」(池上家文書60166、当館保管)

一、旧冬御朋御後桃園院様御〔前〕異コモノノイン牌本山ニテハ阿弥陀堂ニテ一座之御法事有、大経御執行、茨木〔高槻市〕・富田江モ御異牌御下向、茨木者当正月廿日御法事、富田者二月五日御法事有之候也、後モソノ院と奉称也、〔光格天皇〕当禁様 祐ノ宮様与奉称也、右富田御法事、二月三日五箇庄村々江触知セ有之候事、

18世紀後半当時の天皇家の追善法事は、中陰法要などの法事は、御黒戸寺院である般舟院のみならず、泉涌寺においても実施されていたことが

知られている(佐藤2022)。

一方、【史料②】の追善法事は、京都以外の地で行われた天皇追善法事と評価できる。茨木での法事は、慶長8年(1603年)に東本願寺宗主教如が創建し、安永6年に本堂が再建された茨木御堂(茨木別院)で執行されたと推定する(茨木市史2016)。

では、なぜ茨木と富田で、天皇追善法事が行われたのだろうか。

茨木については、宝永3年(1706年)に茨木周辺の上野村・鮎川村の一部・下中条村の一部(いずれも現茨木市域)が仙洞御料に設定された点が要因として想定される。各領は、実際は京都代官の小堀氏の支配下にあり、その支配体制は上皇不在時も変わらなかったようである(茨木市史2016)。上野村では、安永6年3月付けで「仙洞御所様御料」分の荒地吟味が実施されていた(註12)。また、当時は後桜町上皇が存在していたことから、史料作成年代の安永8・9年には、上記3ヶ所は仙洞御料であったといえる。

あるいは、茨木の南西に閑院宮家領(丑寅村・西藏垣内村、どちらも現茨木市域)が存在していた影響も想定しうる(高橋2019)。後桃園天皇の死によって、皇統は傍流の閑院宮家に移ることとなった。即位した光格天皇(祐宮)は、10代後半より、朝儀の再興をはじめ朝廷政務を主導した人物として知られている(藤田覚2018)。【史料②】の作成当時、光格天皇は10歳であったため、本追善法事は当時の摂政九条尚実らの主導で、閑院宮家領近辺の町・茨木でも法事を実施することで、光格天皇やその出身家にあたる閑院宮家の地位向上を図ったものとも考えられる。

一方、近世の富田村については、過半が天領であり、一部京都の妙心寺領や龍安寺領など寺領が存在していたが、各寺領は妙心寺派末寺の普門寺(高槻市)が管理していた(高槻市史1984)。所領構成からは、天皇家との関連性は読み取れない。

富田で追善法事が実施された要因としては、富田には黄檗宗慶瑞寺が位置し、同寺の再興には普門寺の龍溪禅師が貢献しており、彼は後水尾上皇と昵懇であった点が想定される。慶瑞寺は、後水尾上皇の娘である光子内親王(朱宮)が受戒した寺院であり、かつて開山堂前には霊元上皇筆の額が掲げられており、天皇家ゆかりの寺院であった

(赤松編 1937)。かつ、寛政～文化期には、天皇家所縁の寺院側から朝廷に法事の実施を出願する動きが活発化していた(上田 2012)。富田での法事は、上記の動向に先駆けてのものと理解してよいだろう。

【史料②】引用部の末尾から、富田で行われた法事については、実施日の前々日に「五箇荘村々(粟生村が属していた五箇荘組を指す。藤田和 2013)へ触が出されていたことから、富田での法事には高槻藩領の各村が動員されていたことがうかがえる。

ただし、【史料②】傍線部より、富田よりも京都から遠方に位置する茨木での法事が先に実施されていたことや、茨木から富田へ位牌が送られる間隔が空いていたことが読み取れる。

この記述が示すこととして、前者については、天皇追善法事の実施に際して、富田より茨木が優先されていたことを意味する。その要因としては、茨木は近辺に仙洞御料や閑院宮家領といった、天皇家ゆかりの所領が位置していた町であったことが想定される。

後者については、空白期間中に、例えば茨木周辺の仙洞御料や閑院宮家領(註 13)、泉涌寺末寺(註 14)を經由し、途中でも茨木と同様に法事が実施され、2月上旬に位牌が富田へ送られたことはありうる。

以上のことから、①位牌が送られる(=追善法事実施)優先順位が富田より茨木の方が高かった要因としては、仙洞御料や閑院宮家領が近隣に存在した町であったため、②後桃園天皇の位牌は、茨木から富田へ送られるまでの間に某所を經由し、そこでも天皇の追善法事が実施されていた可能性があった2点が指摘できる。

5. おわりに

本稿では、池上家に残された天皇の葬送儀礼・法事関係の史料について検討した。

池上家は、桜町上皇の死去以来葬送儀礼に参加しており、後桃園天皇の葬送時には入棺や土葬の様子に関して事細かな記録を残していた。

同家の日記から、安永期には京都以外でも天皇追善法事が実施されていたことも判明し、限定的ながら法事実施の優先順位も示すことができた。

残された課題として、主に2点を挙げ、筆を擱

くこととしたい。1点目は、各史料から提示した事例はどのような先例に基づくものであるのか、朝廷関係者の各記録との照合が必要な点である。

2点目は、京都以外での天皇追善法事に関して、仙洞御料やその近隣の農民日記の分析を通じて、各法事の開催実態や開催にあたっての優先順位など、さらなる解明が求められる点である。

註

- 1) 天明8年「先祖忌記」(池上家文書 60120、当館保管)。
- 2) 天保2年7月「遺言之事」(池上家文書 60064、当館保管)。
- 3) 文久3年2月「一札之事」(池上家文書 60098、当館保管)、安政3年「御年貢通」(池上家文書 20353、当館保管)。
- 4) 安永6年12月23日「支配銀之通」(池上家文書 52492、当館保管)。
- 5) 後桃園天皇の喪が一定期間秘匿された要因としては、当時天皇の実子が幼少の欣子内親王しかおらず、別の宮家である祐宮(後の光格天皇)を後継天皇とするには、江戸幕府から内諾が届くまで待つ必要があった点が指摘されている(高埜 2001)。
- 6) 先例として、院政期には天皇遺骸や骨壺などを絹布で覆う行為が実施されていた(隴谷 2016)。17世紀後半の後水尾上皇葬送時には、棺を生糸布で覆っていた(泉涌寺 1984)。一方、古代・中世には、加持祈祷により、死去した人物が一時蘇生したという記事が散見され、各記事では、目と口が蘇生に関係する部位として記されている(水藤 1991)。平安期の貴族社会には、閉眼をもって死とみなす認識も存在していた(勝田 2003)。時期や布地は異なるが、【史料①】の記述は、蘇生を象徴していた部位を木綿で覆う慣習が当時あったことを示唆するものと考えられる。
- 7) 「柳原紀光日記」安永8年10月29日条(藤井讓治・吉岡眞之監修『後桃園天皇実録 第2巻』ゆまに書房、2006年、p. 789)。
- 8) 「宝暦登霞記」宝暦12年7月16日条・同月27日条(藤井讓治・吉岡眞之監修『桃園天皇実録 第3巻』ゆまに書房、2006年、p. 1001)。
- 9) 宝暦12年8月22日「桃園院様御葬式」(池上家文書 60439、当館保管)。
- 10) 元治2年3月15日「差出申御請證文之事」(池上家文書 40076、当館保管)。

- 11) 上田長生『幕末維新期の陵墓と社会』思文閣出版、2012年、pp. 250-251 表7。
- 12) 安永6年3月「荒所小前帳」（旧上野村文書62、当館所蔵）。
- 13) 茨木周辺の仙洞御料としては、摂津国内では島下郡吹田村西之庄（吹田市）や有馬郡吉尾村（神戸市北区）・同郡柳谷村（川西市）、八部郡西小部村（神戸市北区）が挙げられる（明和8年7月19日「乍恐口上」旧上野村文書133-2、当館所蔵）。
- 14) 茨木周辺の泉涌寺末寺としては、摂津国内では安勝寺（高槻市）や法楽寺（大阪市東住吉区）などが挙げられる（泉涌寺1984）。

参考文献

- 赤松吉雄編1937『富田町誌』 pp. 389-398
- 茨木市史編さん委員会2016『新修茨木市史 第2巻 通史Ⅱ』 pp. 208-229, 770-784
- 上田長生2012『幕末維新期の陵墓と社会』思文閣出版 pp. 1-72, 121-158, 312-356
- 臈谷寿2016『平安王朝の葬送—死・入棺・埋骨—』同朋舎 pp. 81-168
- 勝田至2003『死者たちの中世』吉川弘文館 pp. 63-98
- 佐藤一希2021「近世天皇葬送儀礼の歴史の変遷」『ヒストリア』287号 pp. 1-29
- 佐藤一希2022「近世天皇家の追善法事と泉涌寺・般舟院」『日本研究』65号 pp. 359-422
- 水藤真1991『中世の葬送・墓制—石塔を造立すること—』吉川弘文館 pp. 148-151
- 総本山御寺泉涌寺編1984『泉涌寺史 本文編』法蔵館 pp. 349-354, 395-421
- 高木博志2010『陵墓と文化財の近代』山川出版社 pp. 43-73
- 高槻市史編さん委員会1984『高槻市史 第2巻 本編Ⅱ』 pp. 93-109
- 高埜利彦2001『江戸幕府と朝廷』山川出版社 pp. 79-93
- 高橋伸拓2019「総論 摂津国島下郡の領主と村々—仙洞料・閑院宮家領・旗本領を中心に—」茨木市立文化財資料館編『上皇をささえた村々—摂津国島下郡の仙洞料—』 pp. 2-3
- 野村玄2007「江戸時代における天皇の葬法」『明治聖徳記念学会紀要』復刊44号 pp. 53-64
- 久水俊和2020「「天皇家」の追善法事と皇統意識」『中世天皇家の作法と律令制の残像』八木書店 pp. 55-82（初出2015年）
- 藤田和敏2013「近世郷村結合の展開と領主支配」『近世郷村の研究』吉川弘文館 pp. 26-48（初出2007年）
- 藤田覚2018『光格天皇』ミネルヴァ書房 pp. 31-145
- 的場匠平2014「「密葬」の誕生—公家社会にみる葬送儀礼の近世移行—」『史学雑誌』123（9） pp. 1613-1640
- 的場匠平2021「近世天皇の葬法と儀礼」『書陵部紀要 陵墓編』73号 pp. 1-22